

水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

国が定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「基準省令」という。）の改正に伴い，水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例について，関係規定の整備を行う。

2 主な改正内容

基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものは，当該省令のとおり規定する。

(1) 第 1 条による改正

ア 基準省令に従い改正するもの

項目	対象サービス	改正の内容
(ア) 管理者の兼務範囲の拡大	居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，重度障害者等包括支援	管理者は，事業所の管理上支障がない場合には，同一敷地内等に限らず，他の事業所等の職務に従事することができることとする。（第 8 条及び第 51 条）
(イ) 従業者の員数	生活介護，自立訓練（機能訓練）	置くべき従業者として，「看護職員，理学療法士又は作業療法士」を「看護職員，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士」とする。（第 86 条及び第 139 条）
	自立生活援助	サービス管理責任者について，常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合の員数を，利用者数 60 に対して 1 以上とする。（第 214 条第 1 項） 指定地域移行支援又は指定地域定着支援の事業を同一の事業所で一体的に運営している場合には，当該事業所に配置された相談支援専門員を自立生活援助のサービス管理責任者とみなすことができることとする。（第 214 条第 3 項及び第 4 項）
(ウ) 共生型自立訓練（機能訓練）	自立訓練（機能訓練）	共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者が当該事業に関して満たすべき基準を以下のとおり定める。（第 146 条の 2）

<p>練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準</p>		<p>a 指定通所リハビリテーション事業所専用の部屋等の面積を、指定通所リハビリテーションの利用者数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者数の合計数で除して得た面積が3㎡以上であること。</p> <p>b 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者数を指定通所リハビリテーションの利用者数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。</p>
<p>(エ) 基準該当自立訓練(機能訓練)の基準</p>	<p>自立訓練(機能訓練)</p>	<p>基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者が当該事業に関して満たすべき基準を以下のとおり定める。(第149条)</p> <p>a 指定通所リハビリテーション事業所専用の部屋等の面積を、指定通所リハビリテーションの利用者数と基準該当自立訓練(機能訓練)の利用者数の合計数で除して得た面積が3㎡以上であること。</p> <p>b 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者数を指定通所リハビリテーションの利用者数及び基準該当自立訓練(機能訓練)の利用者数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。</p>
<p>(オ) 病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基準</p>	<p>自立訓練(機能訓練)</p>	<p>病院又は診療所が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)に関して事業者が満たすべき基準を以下のとおり定める。(第150条の2)</p> <p>a 事業所の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者数で除して得た面積が3㎡以上であること。</p> <p>b 事業所ごとに、管理者及び次に掲げる基準を満たす人員を配置していること。</p> <p>(a) 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。</p>

		(b) 利用者の数が 10 人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が，利用者の数を 10 で除した数以上確保されていること。
(カ) 実施主体	就労定着支援	障害者就業・生活支援センターを，実施主体に加える。 (第 207 条)
	自立生活援助	実施主体に係る規定を削り，実施主体を拡充することとする。(第 217 条)
(キ) 地域との連携等	共同生活援助	<p>指定共同生活援助事業者は，利用者及びその家族，地域住民の代表者，共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下「地域連携推進会議」という。）を開催し，おおむね 1 年に 1 回以上，事業の運営状況を報告し，必要な要望等を聴く機会を設けなければならないこととする。（1 年の経過措置期間を設ける。）（第 230 条の 2 第 2 項及び第 247 条第 2 項）</p> <p>指定共同生活援助事業者は，おおむね 1 年に 1 回以上，地域連携推進会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならないこととする。（1 年の経過措置期間を設ける。）（第 230 条の 2 第 3 項及び第 247 条第 3 項）</p> <p>指定共同生活援助事業者は，地域連携推進会議における報告，要望等の記録を作成し，当該記録を公表しなければならないこととする。（1 年の経過措置期間を設ける。）（第 230 条の 2 第 4 項及び第 247 条第 4 項）</p> <p>以上の規定は，指定共同生活援助事業者がその提供する共同生活援助の質に係る外部の者による評価を受け，当該評価の実施状況を公表している場合等には，適用しないこととする。（第 230 条の 2 第 5 項及び第 247 条第 5 項）</p>
(ク) 協力医療機関等	共同生活援助	<p>事業者は，第二種協定指定医療機関（注 1）との間で，新興感染症（注 2）の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。（第 237 条第 2 項）</p> <p>また，協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては，当該第二種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。（第 237 条第 3 項）</p> <p>注 1 感染症法に基づく医療措置協定を締結した医療機関のうち，病床の確保に対応する医療機関を「第一種協定指定医療機関」，発熱外来又は自宅療養者等の対応を行う医療機関を「第二種協定指</p>

		定医療機関」と呼び、それぞれ都道府県知事による指定を受けることとなる。 注2 新型コロナウイルス感染症など新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。
(ケ) 従業者の員数等に関する特例	多機能型	医療型児童発達支援の児童発達支援への一元化に伴い、指定医療型児童発達支援事業所に係る規定を削る。(第260条)

イ 基準省令を参酌し改正するもの

項目	対象サービス	改正の内容
(ア) 取扱方針	障害福祉サービス全般	サービスの提供に当たっては、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。(第28条第2号、第65条第2項及び第229条第2項)
(イ) 居宅介護計画の作成	居宅介護, 重度訪問介護, 同行援護, 行動援護, 重度障害者等包括支援	サービス提供責任者が作成した居宅介護計画を, 利用者等に係る指定特定計画相談支援事業者等にも交付しなければならないこととする。(第29条第2項)
(ウ) 管理者及びサービス提供責任者の責務	居宅介護, 重度訪問介護, 同行援護, 行動援護, 重度障害者等包括支援	サービス提供責任者は, 利用者の自己決定の尊重を原則とした上で, 自ら意思を決定することが困難な利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならないこととする。(第33条第4項)
(エ) 療養介護計画の作成等	療養介護, 生活介護, 自立訓練(機能訓練), 自立訓練(生活訓練), 就労移行支援, 就労継続支援A型, 就労継続支援B型, 就労定着支援, 自立生活援	サービス管理責任者は, 個別支援計画の作成に当たり, 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しなければならないこととする。(第66条第2項) 自ら意思を決定することが困難な利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならないこととする。(第66条第3項) 個別支援計画の作成に係る会議に, 利用者本人を招集し, 当該利用者の意向等を改めて確認することとする。(第66条第6項) サービス管理責任者が作成した個別支援計画を, 利用者に係る指定特定計画相談支援事業者等にも交付しなければならないこととする。(第66条第8項)

	助, 共同生活 援助	
(オ) サービス管理責任者の責務	療養介護, 生活介護, 自立訓練(機能訓練), 自立訓練(生活訓練), 就労移行支援, 就労継続支援A型, 就労継続支援B型, 就労定着支援, 自立生活援助, 共同生活援助	サービス管理責任者は, 利用者の自己決定の尊重を原則とした上で, 自ら意思を決定することが困難な利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならないこととする。(第67条第2項)
(カ) 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準	自立訓練(機能訓練)	共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者が満たすべき基準として, 指定自立訓練(機能訓練)事業所等から必要な技術的支援を受けていることを定める。(第146条の2)
(キ) 基準該当自立訓練(機能訓練)の基準	自立訓練(機能訓練)	基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行う者として指定通所リハビリテーション事業者を加える。(第149条)
(ク) 病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓	自立訓練(機能訓練)	病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を行う事業者(病院又は診療所)が満たすべき基準として, 指定自立訓練(機能訓練)事業所等から必要な技術的支援を受けていることを定める。(第150条の2)

練) に関する基準		
(ク) 準用	就労継続支援B型	工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならないこととする。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでないこととする。(第197条及び第201条)
(コ) 定期的な訪問等による支援	自立生活援助	利用者の心身の状況の把握等に当たり、利用者の居宅を訪問することによるほか、情報通信機器の活用によることができることとする。(第218条)
(カ) 基本方針	共同生活援助	基本方針として、居宅での生活への移行を希望する入居者につき当該移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助等を適切かつ効果的に行うことを加える。(第221条)
(シ) 入退去	共同生活援助	利用者の退去の際に行わなければならないものとして、居宅での生活への移行後の定着に必要な援助を加える。(第226条第3項)

(2) 第2条による改正

ア 基準省令に従い改正するもの

項目	対象サービス	改正の内容
(ア) 従業者の員数	就労選択支援	指定就労選択支援事業所に置くべき就労選択支援員の数は、事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とし、原則として、専従する者等でなければならないこととする。(第166条の3)
(イ) 準用	就労選択支援	居宅介護に係る規定のうち内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、業務継続計画の策定等、身体拘束等の禁止、秘密保持等、事故発生時の対応並びに虐待の防止についての規定、療養介護に係る規定のうち管理者についての規定並びに生活介護に係る規定のうち工賃の支払及び衛生管理等についての規定は、指定就労選択支援について準用する。(第166条の9)

イ 基準省令を参酌し改正するもの

項目	対象サービス	改正の内容
(ア) 基本方針	就労選択支援	指定就労選択支援は、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等の事項の整理を行い、又は

		これに併せて、障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならないものとする。(第 166 条の 2)
(イ) 準用	就労選択支援	居宅介護に係る規定のうち契約支給量の報告等、連絡調整に対する協力、サービス提供困難時の対応、受給資格の確認、介護給付費の支給の申請に係る援助、心身の状況等の把握、指定障害福祉サービス事業者等との連携等、身分を証する書類の携行、サービスの提供の記録及び指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等についての規定、療養介護に係る規定のうち、指定療養介護の取扱方針、相談及び援助、管理者の責務、勤務体制の確保等、定員の遵守、非常災害対策、地域との連携等並びに記録の整備についての規定、生活介護に係る規定のうち設備、生産活動、食事、健康管理、支給決定障害者に関する市町村への通知、運営規程、衛生管理等、協力医療機関及び掲示についての規定、自立訓練（機能訓練）に係る規定のうち利用者負担額等の受領についての規定並びに自立訓練（生活訓練）に係る規定のうち利用者負担額に係る管理についての規定は、指定就労選択支援について準用する。(第 166 条の 5 及び第 166 条の 9)
(ウ) 実施主体	就労選択支援	指定就労選択支援事業者は、指定就労移行支援事業者又は指定就労継続支援事業者であって、過去 3 年以内に当該事業者の事業所の 3 人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの等でなければならないこととする。(第 166 条の 6)
(エ) 評価及び整理の実施	就労選択支援	<p>指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等の事項の整理（以下「アセスメント」という。）を行うものとする。(第 166 条の 7 第 1 項)</p> <p>障害者就業・生活支援センター等がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、当該評価等をもってアセスメントに代えることができることとする。(第 166 条の 7 第 2 項)</p> <p>指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者、市町村その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるも</p>

		<p>のとする。(第 166 条の 7 第 3 項)</p> <p>指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及びその家族並びに指定特定相談支援事業者等に提供しなければならないこととする。(第 166 条の 7 第 4 項)</p>
(オ) 関係機関との連絡調整等の実施	就労選択支援	<p>指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等との連絡調整を行わなければならないこととする。(第 166 条の 8 第 1 項)</p> <p>指定就労選択支援事業者は、地域自立支援協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等の情報収集に努め、利用者に進路選択に資する情報を提供するように努めなければならないこととする。(第 166 条の 8 第 2 項)</p>
(カ) 就労選択支援に関する情報提供	就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型	<p>事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援事業者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。(第 177 条の 2)</p>

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日（第 2 条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日）

水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例の一部を改正する条例 参照条文

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(抜粋)

(指定障害福祉サービスの事業の基準)

第43条 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

3 都道府県が前2項の条例を定めるに当たっては、第1号から第3号までに掲げる事項については主務省令で定める基準に従い定めるものとし、第4号に掲げる事項については主務省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については主務省令で定める基準を参酌するものとする。

(1) 指定障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数

(2) 指定障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積

(3) 指定障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であって、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの

(4) 指定障害福祉サービスの事業に係る利用定員

4 (略)

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)(抜粋)

(定義等)

第6条 (略)

2から6まで (略)

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

(1) 新型インフルエンザ(新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

(2) 再興型インフルエンザ(かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

(3) 新型コロナウイルス感染症(新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な

影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

(4) 再興型コロナウイルス感染症（かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

8 この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病（一類感染症，二類感染症，三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって，第3章から第7章までの規定の全部又は一部を準用しなければ，当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

9 この法律において「新感染症」とは，人から人に伝染すると認められる疾病であって，既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので，当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり，かつ，当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

10 から 15 まで （略）

16 この法律において「第一種協定指定医療機関」とは，第36条の2第1項の規定による通知（同項第1号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は第36条の3第1項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づき，新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ，必要な医療を提供する医療機関として都道府県知事が指定した病院又は診療所をいう。

17 この法律において「第二種協定指定医療機関」とは，第36条の2第1項の規定による通知（同項第2号又は第3号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は第36条の3第1項に規定する医療措置協定（第36条の2第1項第2号又は第3号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づき，第44条の3の2第1項（第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）又は第50条の3第1項の厚生労働省令で定める医療を提供する医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。次項，第38条第2項，第42条第1項，第44条の3の3第1項及び第50条の4第1項において同じ。）又は薬局をいう。

18 から 26 まで （略）

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）（抜粋）

（法第5条第13項に規定する主務省令で定める者）

第6条の7の2 法第5条第13項に規定する主務省令で定める者は，就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者とする。

（法第5条第13項に規定する主務省令で定める事項）

第6条の7の3 法第5条第13項に規定する主務省令で定める事項は，次に掲げる事項とする。

- (1) 障害の種類及び程度
- (2) 就労に関する意向
- (3) 就労に関する経験
- (4) 就労するために必要な配慮及び支援
- (5) 就労するために適切な作業の環境
- (6) 前各号に掲げるもののほか、適切な選択のために必要な事項
(法第5条第13項に規定する主務省令で定める便宜)

第6条の7の4 法第5条第13項に規定する主務省令で定める便宜は、次に掲げる便宜とする。

- (1) 障害福祉サービス事業を行う者、特定相談支援事業を行う者、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、教育機関、医療機関その他の関係者との適切な支援の提供のために必要な連絡調整
- (2) 地域における障害者の就労に係る社会資源、障害者の雇用に関する事例等に関する情報の提供及び助言
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な支援

【参考資料】各基準条例と障害福祉サービス等種別との関係について

基準条例名	障害福祉サービス等種別
<p>水戸市障害福祉サービス事業基準条例 (令和2年条例第3号)</p> <p>※障害福祉サービスの最低基準を定めるもの。「指定」を受けずに実施可能だが、この場合、市町村から給付費は支給されない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・療養介護 ・生活介護 ・自立訓練（機能訓練，生活訓練） ・就労選択支援【新設】 ・就労移行支援 ・就労継続支援（A型，B型）
<p>水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例 (令和2年条例第4号)</p>	<p>【上段に加え以下のサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・短期入所 ・重度障害者等包括支援 ・就労定着支援 ・自立生活援助 ・共同生活援助（グループホーム）
<p>水戸市障害者支援施設基準条例 (令和2年条例第5号)</p> <p>※障害者支援施設の最低基準を定めるもの。「指定」を受けずに実施可能だが、この場合、市町村から給付費は支給されない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設（夜間のサービス（施設入所支援）と昼間のサービス（生活介護，自立訓練（機能訓練，生活訓練），就労移行支援又は就労継続支援B型）とを組み合わせ提供する）
<p>水戸市指定障害者支援施設等基準条例 (令和2年条例第6号)</p>	
<p>水戸市地域活動支援センター基準条例 (令和2年条例第7号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター（障害者が通所し，創作的活動又は生産活動の機会の提供，社会との交流等の便宜を供与する施設。市内に3か所。）
<p>水戸市福祉ホーム基準条例 (令和2年条例第8号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉ホーム（低額な料金で居室その他の設備を利用させ，日常生活に必要な便宜を供与する施設。市内には存在しない。）
<p>水戸市指定通所支援事業等基準条例 (令和2年条例第9号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援

新旧対照表

福祉部障害福祉課

現行	改正（案）
<p>○第1条による改正</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）から（6）まで（略）</p> <p>（7）多機能型 第85条に規定する指定生活介護の事業，第138条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業，第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業，第167条に規定する指定就労移行支援の事業，第179条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第193条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに水戸市指定通所支援事業等基準条例（令和2年水戸市条例第9号。以下「指定通所支援等基準条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援の事業，指定通所支援等基準条例第68条に規定する指定医療型児童発達支援の事業，指定通所支援等基準条例第79条に規定する指定放課後等デイサービスの事業，指定通所支援等基準条例第91条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援等基準条例第99条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援等基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）</p>	<p>○第1条による改正</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）から（6）まで（略）</p> <p>（7）多機能型 第85条に規定する指定生活介護の事業，第138条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業，第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業，第167条に規定する指定就労移行支援の事業，第179条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第193条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに水戸市指定通所支援事業等基準条例（令和2年水戸市条例第9号。以下「指定通所支援等基準条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援の事業，指定通所支援等基準条例第79条に規定する指定放課後等デイサービスの事業，指定通所支援等基準条例第91条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援等基準条例第99条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援等基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）</p>

第3条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章及び第7章から第14章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、**適正**、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2及び3 （略）

（管理者）

第8条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は**同一敷地内にある他の事業所**、施設等の職務に従事させることができる。

（契約支給量の報告等）

第13条 （略）

2 （略）

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項について**市**に対し遅滞なく情報の提供をしなければならない。

4 （略）

（連絡調整に対する協力）

第15条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について**市**又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（指定障害福祉サービス事業者等との連携等）

第3条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章及び第7章から第14章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、**適性**、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2及び3 （略）

（管理者）

第8条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は**当該指定居宅介護事業所以外の事業所**、施設等の職務に従事させることができる。

（契約支給量の報告等）

第13条 （略）

2 （略）

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項について**市町村（特別区を含む。以下同じ。）**に対し遅滞なく情報の提供をしなければならない。

4 （略）

（連絡調整に対する協力）

第15条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について**市町村**又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（指定障害福祉サービス事業者等との連携等）

第20条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 (略)

(利用者負担額に係る管理)

第25条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項(法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額について市に情報を提供するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第26条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額について通知しなければならない。

2 (略)

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第28条 従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次の各号に掲げると

第20条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 (略)

(利用者負担額に係る管理)

第25条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項(法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第26条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額について通知しなければならない。

2 (略)

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第28条 従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次の各号に掲げると

ころによるものとする。

(1) (略)

(新設)

(2)から(5)まで (略)

(居宅介護計画の作成)

第 29 条 (略)

2 サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。

3 及び 4 (略)

(支給決定障害者等に関する市への通知)

第 32 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第 33 条 (略)

2 及び 3 (略)

(新設)

ころによるものとする。

(1) (略)

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

(3)から(6)まで (略)

(居宅介護計画の作成)

第 29 条 (略)

2 サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 26 第 2 項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。

3 及び 4 (略)

(支給決定障害者等に関する市町村への通知)

第 32 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第 33 条 (略)

2 及び 3 (略)

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難

(管理者)

第 51 条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第 53 条 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次の各号のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

(1) 当該居宅介護に係る利用者が、へき地その他の地域であって、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市が認めるものに住所を有する場合

(2) 及び(3) (略)

2 (略)

(従業者の員数)

第 56 条 (略)

2 から 6 まで (略)

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 42 条第 2 号に規定する医療型障害児入所施設をいう。第 59 条第 3 項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第 24 条の 2 第 2 項に規定する指定障害児入所施設をいう。第 59 条第 3 項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所

を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(管理者)

第 51 条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該基準該当居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第 53 条 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次の各号のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

(1) 当該居宅介護に係る利用者が、へき地その他の地域であって、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

(2) 及び(3) (略)

2 (略)

(従業者の員数)

第 56 条 (略)

2 から 6 まで (略)

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法第 42 条第 2 号に規定する医療型障害児入所施設をいう。第 59 条第 3 項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第 24 条の 2 第 2 項に規定する指定障害児入所施設をいう。第 59 条第 3 項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同法第 24 条の 2 第 1

支援（同法第24条の2第1項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第59条第3項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第72号。第59条第3項において「指定障害児入所施設等基準条例」という。）第52条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8 （略）

（契約情報の報告等）

第60条 （略）

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を市に対し遅滞なく情報の提供をしなければならない。

3 （略）

（利用者負担額に係る管理）

第63条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額について市に情報を提供するとともに、当該支給決定障害者及び当

項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第59条第3項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第72号。第59条第3項において「指定障害児入所施設等基準条例」という。）第52条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8 （略）

（契約情報の報告等）

第60条 （略）

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告をしなければならない。

3 （略）

（利用者負担額に係る管理）

第63条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指

該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第 64 条 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しなければならない。

2 (略)

(指定療養介護の取扱方針)

第 65 条 (略)

(新設)

2 から 5 まで (略)

(療養介護計画の作成等)

第 66 条 (略)

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように適切な支援内容の検討をしなければならない。

(新設)

定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第 64 条 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しなければならない。

2 (略)

(指定療養介護の取扱方針)

第 65 条 (略)

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3 から 6 まで (略)

(療養介護計画の作成等)

第 66 条 (略)

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

3及び4 (略)

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、書面により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8及び9 (略)

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第67条 (略)

(新設)

(支給決定障害者に関する市への通知)

第73条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

ない。

4及び5 (略)

6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 サービス管理責任者は、第5項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、書面により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

9及び10 (略)

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第67条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第73条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(従業者の員数)

第86条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第7章及び第8章において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に定めるところによる。

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる平均障害支援区分(規則で定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ次に定める数とする。

(ア)から(ウ)まで (略)

イ (略)

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (略)

(3) (略)

2及び3 (略)

4 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能

(1)及び(2) (略)

(従業者の員数)

第86条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第7章及び第8章において同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次に定めるところによる。

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる平均障害支援区分(規則で定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ次に定める数とする。

(ア)から(ウ)まで (略)

イ (略)

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (略)

(3) (略)

2及び3 (略)

4 第1項第2号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その

訓練指導員として置くことができる。

5から7まで (略)

(支給決定障害者に関する市への通知)

第97条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。

第110条 指定短期入所に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定短期入所」という。)の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第115条 (略)

2 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市に提出しなければならない。

(指定短期入所の取扱方針)

第117条 (略)

(新設)

2から5まで (略)

他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5から7まで (略)

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第97条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

第110条 短期入所に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定短期入所」という。)の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第115条 (略)

2 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

(指定短期入所の取扱方針)

第117条 (略)

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3から6まで (略)

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第134条 (略)

(新設)

2から4まで (略)

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第135条 (略)

2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を交付しなければならない。

(準用)

第137条 第12条から第24条まで、第26条、第31条、第32条、第36条(第1項及び第2項を除く。)、第36条の2から第45条まで及び第74条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(従業者の員数)

第139条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に定めるところによる。

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第134条 (略)

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3から5まで (略)

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第135条 (略)

2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

(準用)

第137条 第12条から第24条まで、第26条、第31条、第32条、第33条第4項、第36条(第1項及び第2項を除く。)、第36条の2から第45条まで及び第74条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(従業者の員数)

第139条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次に定めるところによる。

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支

指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ (略)

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1以上とする。

エ (略)

(2) (略)

2及び3 (略)

4 第1項第1号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5から8まで (略)

(新設)

援員の総数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ (略)

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1以上とする。

エ (略)

(2) (略)

2及び3 (略)

4 第1項第1号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5から8まで (略)

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第146条の2 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第126条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等基準条例第126条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)の専用の部屋等の面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。)又は介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。)である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第149条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者等であって、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。第149条第2号において同じ。)を、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第125条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第149条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第150条の2に規定する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者等又は指定通所リハビリテーション事業者であって、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションを提供するも

(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。

(3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(4) (略)

(新設)

のであること。

(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積を指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。

(3) 指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

(4) (略)

(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準)

第150条の2 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して自立訓練（機能訓練）を行う病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う当該自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号におい

(利用者負担額に係る管理)

第 158 条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額について市に情報を提供するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等

て「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が 3 平方メートル以上であること。

(2) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が 10 人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が 1 以上確保されていること。

イ 利用者の数が 10 人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を 10 で除した数以上確保されていること。

(3) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(利用者負担額に係る管理)

第 158 条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した

を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該支給決定障害者の依頼を受けて、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額について市に情報を提供するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（準用）

第 197 条 第 12 条から第 20 条まで、第 22 条、第 23 条、第 25 条、第 26 条、第 31 条、第 36 条の 2、第 38 条の 2 から第 44 条まで、第 65 条から第 68 条まで、第 74 条、第 76 条から第 78 条まで、第 82 条、第 83 条、第 92 条、第 95 条から第 101 条まで、第 142 条、第 143 条及び第 187 条から第 189 条までの規定は、指定就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（運営規程）

第 199 条 指定就労継続支援 B 型事業者は、指定就労継続支援 B 型事業所ごとに、事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものに関する規程を定めておかなければならない。

（準用）

指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該支給決定障害者の依頼を受けて、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（準用）

第 197 条 第 12 条から第 20 条まで、第 22 条、第 23 条、第 25 条、第 26 条、第 31 条、第 36 条の 2、第 38 条の 2 から第 44 条まで、第 65 条から第 68 条まで、第 74 条、第 76 条から第 78 条まで、第 82 条、第 83 条、第 92 条、第 95 条から第 101 条まで、第 142 条、第 143 条、第 186 条第 6 項及び第 187 条から第 189 条までの規定は、指定就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（運営規程）

第 199 条 基準該当就労継続支援 B 型事業者は、基準該当就労継続支援 B 型事業所ごとに、事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものに関する規程を定めておかなければならない。

（準用）

第201条 第12条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条（第1項を除く。）、第31条、第36条の2、第38条の2から第44条まで、第57条、第58条、第65条から第68条まで、第76条、第78条、第82条、第83条、第92条、第96条、第97条、第99条から第101条まで、第142条（第2項を除く。）、第143条、第187条から第189条まで及び第193条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（サービス管理責任者の責務）

第206条 （略）

（新設）

（実施主体）

第207条 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

（従業者の員数）

第214条 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) （略）

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、次に掲げ

第201条 第12条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条（第1項を除く。）、第31条、第36条の2、第38条の2から第44条まで、第57条、第58条、第65条から第68条まで、第76条、第78条、第82条、第83条、第92条、第96条、第97条、第99条から第101条まで、第142条（第2項を除く。）、第143条、第186条第6項、第187条から第189条まで及び第193条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（サービス管理責任者の責務）

第206条 （略）

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

（実施主体）

第207条 指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターでなければならない。

（従業者の員数）

第214条 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) （略）

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、次に掲げ

る利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

ア 利用者の数が 30 以下 1 以上

イ 利用者の数が 31 以上 1 に、利用者の数が 30 を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

2 (略)

(新設)

(新設)

る場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ定める数

(ア) 利用者の数が 60 以下 1 以上

(イ) 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 60 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ定める数

(ア) 利用者の数が 30 以下 1 以上

(イ) 利用者の数が 31 以上 1 に、利用者の数が 30 を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

2 (略)

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第 2 条第 3 項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第 1 条第 11 号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第 3 条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第 2 項に規定する相談支援専門員をいう。次項において同じ。）を第 1 項第 2 号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第 39 条第 3 項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）

3及び4 (略)

(実施主体)

第 217 条 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。)、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第 218 条 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

第 221 条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助

の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援(指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

5及び6 (略)

第 217 条 削除

(定期的な訪問等による支援)

第 218 条 指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居宅を訪問することにより、又は規則で定める方法により情報通信機器を活用して、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

第 221 条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の

を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(入退居)

第 226 条 (略)

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 (略)

(入退居の記録の記載等)

第 227 条 (略)

2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項について遅滞なく市に対し報告しなければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第 229 条 (略)

(新設)

2 から 6 まで (略)

(サービス管理責任者の責務)

第 230 条 (略)

(新設)

援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(入退居)

第 226 条 (略)

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行わなければならない。

4 (略)

(入退居の記録の記載等)

第 227 条 (略)

2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項について遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第 229 条 (略)

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3 から 7 まで (略)

(サービス管理責任者の責務)

第 230 条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決

(新設)

(協力医療機関等)

第 237 条 (略)

(新設)

定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第 230 条の 2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下この条及び第 247 条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね 1 年に 1 回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第 2 項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前 3 項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(協力医療機関等)

第 237 条 (略)

2 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対す

(新設)

2 (略)

(準用)

第 238 条 第 12 条, 第 14 条, 第 15 条, 第 17 条から第 20 条まで, 第 23 条, 第 26 条, 第 31 条, 第 36 条の 2, 第 38 条の 2 から第 44 条まで, 第 61 条, 第 66 条, 第 68 条, 第 74 条, 第 78 条, 第 82 条, 第 83 条, 第 97 条, 第 99 条, 第 101 条及び第 158 条の規定は, 指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において, 第 66 条中「療養介護計画」とあるのは, 「共同生活援助計画」と読み替えるものとするほか, 必要な技術的読替えは, 規則で定める。

(この節の趣旨)

第 239 条 第 1 節から前節までの規定にかかわらず, 日中サービス支援型指定共同生活援助(指定共同生活援助であって, 当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により, 常時介護を要する者に対して, 常時の支援体制を確保した上で行われる入浴, 排せつ, 食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。)の基本方針並びに人員, 設備及び運営に関する基準については, この

る医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で, 新興感染症(同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症, 同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は, 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては, 当該第二種協定指定医療機関との間で, 新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

4 (略)

(準用)

第 238 条 第 12 条, 第 14 条, 第 15 条, 第 17 条から第 20 条まで, 第 23 条, 第 26 条, 第 31 条, 第 36 条の 2, 第 38 条の 2 から第 44 条まで, 第 61 条, 第 66 条, 第 68 条, 第 74 条, 第 78 条, 第 83 条, 第 97 条, 第 99 条, 第 101 条及び第 158 条の規定は, 指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において, 第 66 条中「療養介護計画」とあるのは, 「共同生活援助計画」と読み替えるものとするほか, 必要な技術的読替えは, 規則で定める。

(この節の趣旨)

第 239 条 第 1 節から前節までの規定にかかわらず, 日中サービス支援型指定共同生活援助(指定共同生活援助であって, 当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により, 常時介護を要する者に対して, 常時の支援体制を確保した上で行われる相談, 入浴, 排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「日中サービ

節に定めるところによる。

(基本方針)

第 240 条 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(協議の場の設置等)

第 247 条 (新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ス支援型指定共同生活援助事業者」という。)の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第 240 条 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(地域との連携等)

第 247 条 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要

(新設)

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下この項において「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第 248 条 第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条から第 20 条まで、第 23 条、第 26 条、第 31 条、第 36 条の 2、第 38 条の 2 から第 44 条まで、第 61 条、第 66 条、第 68 条、第 74 条、第 78 条、第 82 条、第 83 条、第 97 条、第 99 条、第 101 条、第 158 条、第 226 条から第 230 条まで及び第 233 条から第 237 条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(この節の趣旨)

望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前 3 項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下この項において「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第 2 項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第 248 条 第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条から第 20 条まで、第 23 条、第 26 条、第 31 条、第 36 条の 2、第 38 条の 2 から第 44 条まで、第 61 条、第 66 条、第 68 条、第 74 条、第 78 条、第 83 条、第 97 条、第 99 条、第 101 条、第 158 条、第 226 条から第 230 条まで及び第 233 条から第 237 条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(この節の趣旨)

第 249 条 第 1 節から第 4 節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第 259 条において読み替えて準用する第 66 条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成，相談その他の日常生活上の援助（第 251 条第 1 項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準については，この節に定めるところによる。

（基本方針）

第 250 条 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は，外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき，受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより，利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談，入浴，排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第 249 条 第 1 節から第 4 節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第 259 条において読み替えて準用する第 66 条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成，相談その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助（第 251 条第 1 項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準については，この節に定めるところによる。

（基本方針）

第 250 条 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は，外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき，受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより，利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談，入浴，排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第 259 条 第 14 条, 第 15 条, 第 17 条から第 20 条まで, 第 23 条, 第 26 条, 第 31 条, 第 36 条の 2, 第 38 条の 2 から第 44 条まで, 第 61 条, 第 66 条, 第 68 条, 第 74 条, 第 78 条, 第 82 条, 第 83 条, 第 97 条, 第 99 条, 第 101 条, 第 158 条, 第 226 条から第 232 条まで及び第 235 条から第 237 条までの規定は, 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において, 第 66 条中「療養介護計画」とあるのは, 「外部サービス利用型指定共同生活援助計画」と読み替えるものとするほか, 必要な技術的読替えは, 規則で定める。

(従業者の員数等に関する特例)

第 260 条 多機能型による指定生活介護事業所, 指定自立訓練(機能訓練)事業所, 指定自立訓練(生活訓練)事業所, 指定就労移行支援事業所, 指定就労継続支援 A 型事業所及び指定就労継続支援 B 型事業所(指定就労継続支援 B 型事業者が指定就労継続支援 B 型の事業を行う事業所をいう。)並びに指定児童発達支援事業所, 指定医療型児童発達支援事業所(指定通所支援等基準条例第 69 条第 1 項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。)及び指定放課後等デイサービス事業所(以下「多機能型事業所」と総称する。)は, 一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が 20 人未満である場合は, 第 86 条第 6 項, 第 139 条第 6 項及び第 7 項, 第 153 条第 6 項, 第 168 条第 4 項並びに第 180 条第 4 項(第 194 条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず, 当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち, 1 人以上は, 常勤でなければならない。

2 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所, 指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。)は, 第 86 条第 1 項

第 259 条 第 14 条, 第 15 条, 第 17 条から第 20 条まで, 第 23 条, 第 26 条, 第 31 条, 第 36 条の 2, 第 38 条の 2 から第 44 条まで, 第 61 条, 第 66 条, 第 68 条, 第 74 条, 第 78 条, 第 83 条, 第 97 条, 第 99 条, 第 101 条, 第 158 条, 第 226 条から第 232 条まで及び第 235 条から第 237 条までの規定は, 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において, 第 66 条中「療養介護計画」とあるのは, 「外部サービス利用型共同生活援助計画」と読み替えるものとするほか, 必要な技術的読替えは, 規則で定める。

(従業者の員数等に関する特例)

第 260 条 多機能型による指定生活介護事業所, 指定自立訓練(機能訓練)事業所, 指定自立訓練(生活訓練)事業所, 指定就労移行支援事業所, 指定就労継続支援 A 型事業所及び指定就労継続支援 B 型事業所(指定就労継続支援 B 型事業者が指定就労継続支援 B 型の事業を行う事業所をいう。)並びに指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所(以下「多機能型事業所」と総称する。)は, 一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が 20 人未満である場合は, 第 86 条第 6 項, 第 139 条第 6 項及び第 7 項, 第 153 条第 6 項, 第 168 条第 4 項並びに第 180 条第 4 項(第 194 条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず, 当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち, 1 人以上は, 常勤でなければならない。

2 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。)は, 第 86 条第 1 項第 3 号及び第 7 項, 第 139 条第 1

第3号及び第7項、第139条第1項第2号及び第8項、第153条第1項第3号及び第7項、第168条第1項第3号及び第5項並びに第180条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第194条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち規則で定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(1)及び(2) (略)

(情報通信機器を活用した委員会等の開催)

第263条 この条例の規定により開催することとされている委員会又は会議については、規則で定める方法により情報通信機器を活用して開催することができる。

○第2条による改正

目次

第1章から第8章まで (略)
(新設)

第9章から第16章まで (略)

項第2号及び第8項、第153条第1項第3号及び第7項、第168条第1項第3号及び第5項並びに第180条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第194条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち規則で定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(1)及び(2) (略)

(情報通信機器を活用した委員会等の開催)

第263条 この条例の規定により開催することとされている委員会、会議又は協議会については、規則で定める方法により情報通信機器を活用して開催することができる。

○第2条による改正

目次

第1章から第8章まで (略)
第8章の2 就労選択支援

第1節 基本方針(第166条の2)

第2節 人員に関する基準(第166条の3・第166条の4)

第3節 設備に関する基準(第166条の5)

第4節 運営に関する基準(第166条の6－第166条の9)

第9章から第16章まで (略)

付則

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第3条 指定障害福祉サービス事業者(第3章、第4章及び第7章から第14章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2及び3 (略)

(新設)

付則

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第3条 指定障害福祉サービス事業者(第3章、第4章、第7章、第8章及び第9章から第14章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2及び3 (略)

第8章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第166条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労選択支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第166条の3 指定就労選択支援の事業を行う者(以下「指定就労選択支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労選択支援事業所」という。)に置くべき就労選択支援員(指定就労選択支援

の提供に当たる者として規則で定めるものをいう。以下同じ。)の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第166条の4 第57条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第166条の5 第89条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第166条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第166条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理(以下この節において「アセスメント」という。)を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第 166 条の 8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

(新設)

(準用)

第192条 第12条から第20条まで、第22条、第23条、第25条、第26条、第31条、第36条の2、第38条の2から第44条まで、第65条から第68条まで、第74条、第76条から第78条まで、第82条、第83条、第95条から第97条まで、第99条から第101条まで、第142条及び第143条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第66条中「療養介護計画」とあるのは、「就労継続支援A型計画」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(準用)

第197条 第12条から第20条まで、第22条、第23条、第25条、第26条、第31条、第36条の2、第38条の2から第44条まで、第65条から第68条まで、第74条、第76条から第78条まで、第82条、第83条、第92条、第95条から第101条まで、第142条、第143条、第186条第6項及び第187条から第189条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替

第166条の9 第12条から第23条まで、第26条、第31条、第36条の2、第38条の2から第44条まで、第65条、第68条、第74条、第76条から第78条まで、第82条、第83条、第92条、第93条、第95条から第101条まで、第142条及び第158条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(就労選択支援に関する情報提供)

第177条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

(準用)

第192条 第12条から第20条まで、第22条、第23条、第25条、第26条、第31条、第36条の2、第38条の2から第44条まで、第65条から第68条まで、第74条、第76条から第78条まで、第82条、第83条、第95条から第97条まで、第99条から第101条まで、第142条、第143条及び第177条の2の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第66条中「療養介護計画」とあるのは、「就労継続支援A型計画」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(準用)

第197条 第12条から第20条まで、第22条、第23条、第25条、第26条、第31条、第36条の2、第38条の2から第44条まで、第65条から第68条まで、第74条、第76条から第78条まで、第82条、第83条、第92条、第95条から第101条まで、第142条、第143条、第177条の2、第186条第6項及び第187条から第189条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、必

えは、規則で定める。

(準用)

第 201 条 第 12 条から第 15 条まで、第 17 条から第 20 条まで、第 22 条、第 23 条、第 26 条 (第 1 項を除く。)、第 31 条、第 36 条の 2、第 38 条の 2 から第 44 条まで、第 57 条、第 58 条、第 65 条から第 68 条まで、第 76 条、第 78 条、第 82 条、第 83 条、第 92 条、第 96 条、第 97 条、第 99 条から第 101 条まで、第 142 条 (第 1 項を除く。)、第 143 条、第 186 条第 6 項、第 187 条から第 189 条まで及び第 193 条の規定は、基準該当就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(電磁的記録による作成等)

第 262 条 この条例の規定により書面で行うこととされている作成、取得、保存等の行為 (第 13 条第 1 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。)(第 46 条第 1 項及び第 2 項、第 49 条、第 54 条第 1 項及び第 2 項、第 102 条、第 106 条、第 137 条、第 145 条、第 148 条、第 160 条、第 163 条、第 178 条、第 192 条、第 197 条、第 201 条、第 212 条並びに第 220 条において準用する場合を含む。)、第 17 条 (第 46 条第 1 項及び第 2 項、第 49 条、第 54 条第 1 項及び第 2 項、第 84 条、第 102 条、第 106 条、第 121 条、第 124 条、第 137 条、第 145 条、第 148 条、第 160 条、第 163 条、第 178 条、第 192 条、第 197 条、第 201 条、第 212 条、第 220 条、第 238 条、第 248 条並びに第 259 条において準用する場合を含む。)、第 60 条第 1 項 (同条第 3 項において準用する場合を含む。)、第 115 条第 1 項 (第 124 条において準用する場合を含む。)) 及び第 227 条第 1 項 (第 248 条及び第 259 条において準用する場合を含む。)) 並びに次項に規定するものを除く。) については、当該規定にかかわらず、書面に代えて、電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その

要な技術的読替えは、規則で定める。

(準用)

第 201 条 第 12 条から第 15 条まで、第 17 条から第 20 条まで、第 22 条、第 23 条、第 26 条 (第 1 項を除く。)、第 31 条、第 36 条の 2、第 38 条の 2 から第 44 条まで、第 57 条、第 58 条、第 65 条から第 68 条まで、第 76 条、第 78 条、第 82 条、第 83 条、第 92 条、第 96 条、第 97 条、第 99 条から第 101 条まで、第 142 条 (第 1 項を除く。)、第 143 条、第 177 条の 2、第 186 条第 6 項、第 187 条から第 189 条まで及び第 193 条の規定は、基準該当就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(電磁的記録による作成等)

第 262 条 この条例の規定により書面で行うこととされている作成、取得、保存等の行為 (第 13 条第 1 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。)(第 46 条第 1 項及び第 2 項、第 49 条、第 54 条第 1 項及び第 2 項、第 102 条、第 106 条、第 137 条、第 145 条、第 148 条、第 160 条、第 163 条、第 166 条の 9、第 178 条、第 192 条、第 197 条、第 201 条、第 212 条並びに第 220 条において準用する場合を含む。)、第 17 条 (第 46 条第 1 項及び第 2 項、第 49 条、第 54 条第 1 項及び第 2 項、第 84 条、第 102 条、第 106 条、第 121 条、第 124 条、第 137 条、第 145 条、第 148 条、第 160 条、第 163 条、第 166 条の 9、第 178 条、第 192 条、第 197 条、第 201 条、第 212 条、第 220 条、第 238 条、第 248 条並びに第 259 条において準用する場合を含む。)、第 60 条第 1 項 (同条第 3 項において準用する場合を含む。)、第 115 条第 1 項 (第 124 条において準用する場合を含む。)) 及び第 227 条第 1 項 (第 248 条及び第 259 条において準用する場合を含む。)) 並びに次項に規定するものを除く。) については、当該規定にかかわらず、書面に代えて、電磁的記録 (電

他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

2 (略)

子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

2 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例（以下「新条例」という。）第230条の2（新条例第259条において準用する場合を含む。）及び第247条の規定の適用については、新条例第230条の2第2項及び第3項並びに第247条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新条例第230条の2第4項及び第247条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。